

第七十七回国会 建設委員会

議録 第九号

(一四九)

昭和五十一年五月十九日(水曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 渡辺 光晴君

理事

天野 静六君

理事

井上 洋君

理事

浦井 安司君

理事

内海 英男君

理事

田中 寛君

理事

渡海元三郎君

理事

中村 幸三君

理事

佐野 恵治君

理事

中村 茂君

理事

瀬崎 博義君

理事

北側 義一君

理事

建設大臣 竹下 登君

出席政府委員

建設大臣官房長

建設省都市局長

建設省都市局參事官

新井 邦夫君

塙谷 一夫君

谷川 和穂君

中尾 宏君

松野 幸三君

清水 德松君

柴田 瞳夫君

渡辺 武三君

杉之君

睦夫君

高橋 弘篤君

吉田 泰夫君

森田 松仁君

忠君

委員外の出席者

建設委員会調査室長

建設省都市局參事官

新井 邦夫君

塙谷 一夫君

谷川 和穂君

中尾 宏君

第一類第十一号

建設委員会議録第九号

昭和五十一年五月十九日

同月十五日

街路事業の促進に関する請願(小坂善太郎君紹介)
介(第四八〇五号)

同月十七日

街路事業の促進に関する請願(林百郎君紹介)
(第五〇三六号)

同月十八日

公営住宅の建設に関する請願(梅田勝君紹介)
(第五四五三号)

住宅問題の抜本的解決に関する請願(小林政子
君紹介)(第五四五四号)

は本委員会に付託された。

五月十八日

公営住宅の入居者収入基準改定等に関する陳情
書(愛知県議会議長石川松次郎)(第二九一号)

一人暮らし老人の公営住宅入居に関する陳情書
(福岡県議会議長後藤保)(第一九三号)

ツーバイフォー工法普及のための建築基準法改
正に関する陳情書(長野市真島町川合二四〇長
野県ツーバイフォー協会長小池浩)(第一九四
号)

金精道路の冬期開通に関する陳情書(栃木県議
会議長和知好美)(第二九五号)

小規模河川の改修工事促進等に関する陳情書
(長岡市議会議長浅田清)(第一九六号)

瀬戸大橋の架橋促進等に関する陳情書(香川県
議会議長小磯治芳)(第一九七号)

北関東地域の総合開発推進に関する陳情書(栃
木県議会議長和知好美)(第一九八号)

豊中市庄内地域の再開発事業推進に関する陳情
書(豊中市議会議長西中卓次)(第一九九号)

は本委員会に参考送付された。

五月十四日

街路事業の促進に関する請願(小沢貞孝君紹介)
(第四三八六号)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第四三八七号)

同(吉川久衛君紹介)(第四三八八号)

同(倉石忠雄君紹介)(第四三八九号)

同(羽田政君紹介)(第四三九〇号)

同(中澤茂一君紹介)(第四五二二号)

本日の会議に付した案件
都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一
部を改正する法律案(内閣提出第三二一号)(參議
院送付)

○渡辺委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、都市公園等整備緊急措置法及び都市
公園法の一部を改正する法律案を議題といたします

。本案に対する質疑は去る十四日終了しております。

これより本案を討論に付するのであります。
討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたしま
す。

内閣提出、都市公園等整備緊急措置法及び都市
公園法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起
立を求めます。

○賛成者起立

○渡辺委員長 起立總員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

公園法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起
立を求めます。

○渡辺委員長 ただいま議決いたしました本案に
対し、内海英男君、福岡義登君、浦井洋君、北側
義一君及び渡辺武三君から、附帯決議を付すべし
との動議が提出されております。

○内海英男君 ただいま議題となりました都市
公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改
正する法律案に対する附帯決議案につきまして、
自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共
同、公明党及び民社党を代表して、その趣旨を御
説明申し上げます。

案文をお手元に配付しております。

以上で趣旨の説明を終わります。委員各位の御
賛同をお願い申し上げます。

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法
の一部を改正する法律案に対する附帯決議
(案)

政府は、本法の施行にあたつては、次の諸点に
留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、公園・緑地の整備の緊急性にかんがみ、事業
量の拡大を図るとともに、地方公共団体の財政
負担を軽減するため、補助対象範囲の拡大、補

助率の引上げ、起債の充当率の引上げ等に努めること。

二 公園・緑地の用地確保にあたつては、国・公有地の活用について配慮するとともに、特に河川敷、返還基地、筑波研究園都市移転機関の跡地等をできるだけ公園等の用地に充てること。

三 都市における公害及び災害の防止の緊急性にかんがみ、特に防災的役割を持つ公園・緑地の整備については万全を期すること。

四 近年の都市化に伴う緑の減少による生活環境の悪化にかんがみ、都市における計画的な緑の創出と保全を図るため、総合的な都市緑化対策を推進すること。

○渡辺委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し、別に発言の申し出もありませんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立總員。よって、内海英男君外四名提出のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、建設大臣から発言を求められておりますのでこれを許します。竹下建設大臣。

○竹下國務大臣 本法案の御審議をお願いして以来、本委員会におかれています熱心な御討議を賜り、ただいま全会一致をもつて議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきましては、今後その趣旨を生かすよう努めるとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を体し、都市公園整備の緊要度について十分配慮しながら今後の運用に万全を期して努力する所存でございます。

ここに、本法案の審議が終るに際し、委員長を初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝

の意を表し、ごあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

○渡辺委員長 なお、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○渡辺委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり
御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡辺委員長 次回は、来る二十一日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十八分散会